

Title	清末の「差委」のシステムと「洋務人才」の登用： 福建船政局の事例を中心に
Author(s)	糸山, 大樹
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/46586">https://hdl.handle.net/11094/46586</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	いと やま ひろ き 糸 山 大 樹
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 19941 号
学位授与年月日	平成 18 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	清末の「差委」のシステムと「洋務人才」の登用—福建船政局の事例を 中心に—
論文審査委員	(主査) 教授 片山 剛 (副査) 教授 桃木 至朗 助教授 青木 敦

#### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、1866（同治五）年に、洋務運動の一環として、福建省に創設された官営の西洋式造船所である福建船政局（造船工場部門と、造船技術者や航海士を養成する教育部門とから成る。以下「船政局」と略す）について、組織構造および職員の任用・配置や人事評価といった組織・人事面から考察し、これを通じて、非近代的な清朝官僚制下において、西洋近代的な工場の設置・運営が可能であった制度的仕組みを解明し、また、洋務運動期から需要が高まる「洋務人才」（西洋の言語や学問・事情に通じている者、あるいは西洋の科学・技術を有する者）を評価・審査するシステムを解明すること目指したものである。分量は 400 字詰め原稿用紙換算で約 300 枚である。

第一章では、船政局が官営であることに着目し、清朝の通常の官僚機構と異なり、船政局では文官系統の官吏（事務系職員）と武官系統の官吏（技術系職員）とが混在する組織構造となっていることを指摘する。次にかかる特異な組織に人員を任用・配置することを可能ならしめた人事制度を探り、それが「差委」システム——臨時的な職務に対して、正規かつ常設のポストに就いている官僚ではなく、休職中等の官僚資格保有者等を任用・配置して職務を遂行させる制度——であったことを明らかにする。同時に、「差委」のパターンとして、従来から周知の「候補」「候選」等と異なるパターンを多数紹介し、概観のレベルにとどまっていた「差委」システムの内容を豊富化している。

第二章では、船政局職員に対する人事考課の実際を、船政局から清朝中央に至るまでの評価の流れや個々の局員に対する評語や審査機関について丹念に検討する。そして清朝中央での審査において、「洋務人才」の名に真に値する者は、新設の総理各国事務衙門（以下、「総理衙門」と略す）で審査されていたこと、一方、「西洋的な知識に通じている」等の評語を得た職員であっても、吏部や兵部で審査された者は、真の「洋務人才」と呼び得る者ではなかったことを指摘する。

第三章では、船政局以外における「洋務人才」の推挙事例を取り上げ、船政局から抽出された事例と異なり、正規常設の官職への推薦事例も存在することを指摘する。

## 論文審査の結果の要旨

19世紀後半の日本における西洋近代的工場の導入は、明治維新による人事制度を含む政治体制の変革を前提として可能になったといえよう。一方、同時期の中国における洋務運動の開始、その一環としての西洋近代的工場の導入は、政治体制の変革を経なかったため、日本と対比して、あまり成果を得られなかったといわれている。とはいえ、政治体制の変革なしに近代的工場がまがりなりにも導入され、運営され続けた。この謎を、船政局の考察を通じて解明することが本論文の主題である。

さて、船政局に関する従来の研究は、近代的科学・技術の摂取度を考察の中心に据えて、中国近代化の成否を問うてきた。これに対して本論文は、船政局が官営工場、すなわち清朝官僚機構のひとつである点に着目し、非近代的的人事制度下において、なぜ近代的工場の導入・運営が可能であったかを課題として設定する。そして、かかる斬新な視点から、船政局に必要な人員は、清朝の官僚任用制度の一角として存在する「差委」制度の活用によって確保・配置されたことを、申請者は世界で初めて明らかにした。この点は、清朝官僚制が必ずしも西洋近代的組織の導入にとって桎梏とはならないことを示唆しており、非近代的政治体制に関する新たな視角からの考察の必要性を促すものとして評価できる。

また本論文は、「差委」制度によって運営される清朝の一機関を対象に、その人事システムの実際を解明した最初の事例研究として、技術・技能系職員が基本的には官僚体系中の武官系統に位置づけられていた点、真に「洋務人才」の名に値する者を評価・審査する中央官庁が総理衙門であった点、等々基礎的な新知見を多数提供している。

ただし本論文には、「洋務人才」の概念にぶれがある点、洋務企業以外の正規常設の官職への「洋務人才」の推挙事例に関する分析が不十分である点、等の問題点も存する。また「差委」によって、官僚資格保有者の人事権が皇帝から船政局の長官に移転される場合、それは船政局という機関に移転された（中華王朝的）のか、それとも長官となっている特定の個人に移転された（中央ユーラシア的）のか、という清朝人事制度の基本性格に関わる問題がある。今後はこの点の分析にも及ぶことが期待される。

以上のような瑕疵や期待も存在するが、本論文は、中国における近代化と伝統的政治体制という、長い研究史を有する課題に対し、新たな視角から挑戦し、数多くの成果をもたらしており、十分な学術的意義を有している。よって、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。